

静岡県告示第735号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年静岡県告示第147号の東駿河湾広域都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年12月22日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 施行者の名称

沼津市

2 都市計画事業の種類及び名称

東駿河湾広域都市計画道路事業 3・4・21号 片浜西沢田線 及び 3・4・63号 大手町片浜線

3 事業施行期間

平成18年2月7日から令和12年3月31日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし